

マルクス信用論における「金融の空洞化」(上)

小松善雄

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. はじめに | の空洞化(以上, 本号) |
| ——いわゆる「金融革命」と現代資本主義の新局面 | (b) ルイ・ボナパルト帝政下の信用制度の空洞化 |
| 2. マルクスの「信用制度空洞化」論 | 3. マルクス信用論における信用制度空洞化論の意義 |
| (1) 「信用制度空洞化」の基本規定 | 4. むすび |
| (2) 「信用制度空洞化」の具体的内容 | ——現代資本主義のもとでの信用制度空洞化の特殊性 |
| (a) ルイ・フィリップ王政下の信用制度 | |

1. はじめに

——いわゆる「金融革命」と現代資本主義の新局面

現代資本主義＝国家独占資本主義は、1975年以降、20年余に及ぶ戦後の相対的高成長とそれに必然的に随伴したマイルド・インフレーションの高調化の帰結としてのスタグフレーション、低成長（現実資本の過剰）の持続化、過剰貨幣資本の累積、ケインズ主義の失墜、マネタリズムの登場、「金融革命」＝金融革新（financial Innovation）の急調化という基本過程の進展のなかで、歴史的転換を闊しつつあるかにみえる。

周知のように1929年世界恐慌後成立をみた先進諸国の国家独占資本主義にあっては、ほぼ共通して兌換制から不換制への移行を基盤として、フィスカル・ポリシー、公信用＝赤字財政による有効需要創出政策とこれに中央銀行の低金利政策が結合されるというケインズ主義の経済政策がとられ、そのため、主として金融部面で中央銀行・政府金融機関といった国家的独占が重要な役割を果たすとともに、低金利政策、さらに成長政策の遂行のために、種々の直接的統制手段が用いられるという制度的構造がかたちづけられていた。だが、マネタリズムの登場、とりわけ「金融革命」＝金融革新の展開のもとで、半世紀余をへてケインズ主義型国家独占資本主義の構造変容がもたらされつつある。

いわゆる金融の自由化・国際化・証券化（セキュリティタイゼーション）という変化潮流を主要内容とする、いうところの「金融革命」＝金融革新は、従来の国家独占資本主義の内的諸矛盾の成熟・激化の産物であるといえるが、これら諸矛盾の成熟・激化は金融資本の特殊の利害に促迫されて金融政策・金融行政を変換させ、しだいに新たな金融制度・金融構造をつくりだしつつある。そこで、まず簡単にでも、その主要経過をクロノジカル的に追っておこう。

今日の「金融革命」＝金融革新といわれる変化は必ずしも70年代中葉以降の低成長期に入っ
て現出したわけではなく、その発端は60年代初頭、世界的なマイルド・インフレーションの進

展を基底とし、西欧の場合、58年の通貨の交換性の回復、ユーロダラーの形成・膨脹、いわゆる金融の国際化をテコとして60年代中葉から70年代初期にかけて進められた一連の金融改革にみることができる。

いま金利の自由化を中心にみてみると、西ドイツの場合、「社会的市場経済」のイデオロギーを経済政策の原理とする建前にくわえ、1953年における資本取引法の期限切れによる債券市場金利の自由化の実現、E E C 結成以降の為替管理の自由化による国際資金移動の活性化などの実際の利害がからみ、29年世界恐慌後、ナチス政府による35年信用制度法（金融機関相互の預金・貸出金利の最高限度協定の、帝国銀行監査官による一般的拘束力宣言による法認＝金利の国家カルテルを主要な柱とする）を、62年に新信用制度法で改め、65年の金利調整令の施行をへて、67年にはその廃止により金利の全面的自由化が実施されている。

フランスにおいても、1941年ナチス統治下のヴィシーかいらい政権による41年銀行法、戦後は、銀行国有化法のもとで国家信用理事会により預金・貸出金利が決定されていたが、E E C のもとでの欧州域内の企業間競争の激化、アメリカ系多国籍企業の進出に対抗するため、主として産業投資、とくに中長期資金調達確保を目的に66年銀行法が改正され、65年～69年にかけて段階的に金利自由化の措置がとられていく。

イギリスにおいても、19世紀末以来、永らく大手銀行＝ロンドン手形交換所加盟銀行6行の間で、預金・貸出金利の銀行間協定が結ばれ、イングランド銀行の公定歩合と協定金利が一定の幅をもって連動するメカニズムが成立していたが、海外ポンド残高取崩し防止のための長期国債価格維持政策の継続困難、ユーロダラー市場の中心地としての役割の重要性の増大からロンドン手形交換所加盟銀行を中心とする伝統的な割引市場に対して外国系銀行などで構成される短期金融市場（セカンダリーマーケット）が発展、加盟銀行の預・貸金利が実勢金利とかけ離れ、イングランド銀行の公定歩合政策、公開市場操作の効力が低下したところから、71年、イングランド銀行は、預金・貸出金利協定の廃止等を中心とする「新金融調節方式」を導入することになる。

さて、いうまでもなく、今日、「金融革命」＝金融革新といわれているものが本格的に展開するのは、1975年以降、とくにアメリカにおけるドラスチックな進展によってである。

アメリカにおける金融制度の骨格は、周知のように、29年世界恐慌とそれにとまなう銀行倒産の教訓から、1933年銀行法（＝グラス・スティーガル法）による「レギュレーションQ」（連邦準備制度理事会＝F R Bによる預金金利の上限規制）の導入、銀行業務と証券業務の分離原則、連邦預金保険公社の創設という三大支柱によってつくられている。

だが戦後、早くも朝鮮戦争期に、財務省の低金利国債管理政策は、連邦準備当局の金融引締政策と対立し、51年の財務省＝連邦準備間のアコード成立を機に、ビルス・オンリー政策がとられ、以後、アメリカの国債は市場金利の実勢に応じて発行されることになる。

そして60年代に入り、「ニュー・エコノミックス」のもとでの完全雇用予算の立場からする

財政赤字、とくにベトナム戦争の泥沼化によるインフレーションの加速化、市場金利の上昇につれてレギュレーションQにもとづく預金金利と市場金利の開差が拡大し、それに対し大手企業はCP（コマーシャル・ペーパー）市場を發展させると同時に、大企業・機関投資家を含めた大口投資家は目減り回避のために貸付資本の形態より擬制資本の形態をとる高利回り資産への選好を強めるとともに、金利変動にともなう不確実性をきらって高利回り資産のなかでも、とくに流動性の高いTB（財務省証券）、CD（譲渡可能定期預金証書）など、短期金融市場資産への運用が増大していくことになる。

しかも、71年のニクソン大統領の金・ドル交換停止、変動相場制への移行はインフレ節度をいっそう失わせ、資本収益率の低下、さらに第一次石油危機をきっかけとする戦後最大の不況からの回復策としてとられたカーター政権の赤字財政政策による国債発行の増大は、かえってスタグフレーションを呼び起こし、第二次石油危機が、これをさらに高進させ、ボルカーの高金利による引き締め政策の続行によってようやく沈静するにいたる。こうしたなかで、ケインズ主義の権威は失墜し、81年からのレーガン政権のもとでマネタリズム、サプライサイドの経済学の実験がおこなわれるが、マネーサプライ重視の金融政策は景気のオーバーキルをもたらしただけでなく、ディレギュレーション（規制緩和）の流れのもとでの高額所得者と法人への減税はかえって「金融革命」の急激化を促進させるものとなったのである。

この間、金融の技術革新＝コンピュータ化・オートメーションという新たな社会的労働手段の高度化による通信・情報処理技術の発達に支えられて、主として大手証券会社が、市場金利による金融商品＝金融市場証券であって、それ自身、支払決済機能をも果たしうるMMMF（短期金融資産投資信託）およびそれと結合したメリルリンチのCMA（現金管理勘定）などの新金融商品を開発、これらが急成長をとげるに及んで、「金融革命」＝金融革新が開始されることになる。すなわち、このなりゆきのなかで、周期的にいわゆるディスインターミディエーション（銀行預金から市場証券への資金流出）にさらされた大商業銀行、貯蓄金融機関はFRBなどの監督当局の預金金利規制の一部修正のもとで、MMC（6カ月物TB金利基準定期預金）、SSC（2年半物財務省証券基準定期預金）などの対抗新金融商品を取り扱うことができるようになったが、これらのいわゆる金融の証券化と同時に証券取引への先物オプション取引の制度的導入をともなっている一の実態先行を基盤に1980年金融制度改革法（預金金利上限規制の段階的撤廃、支払準備制度および連銀貸出の対象拡大、NOW〔譲渡可能払戻指図書〕勘定等利付小切手振出可能な貯蓄預金の取扱い認可、貯蓄金融機関の業務範囲拡大などを主要内容とする）が成立することになる。

その後、預金金利上限規制の撤廃は83年までにおこなわれるが、それにともない、証券化もまたMBS（モーゲージ担保証券）、CARs（自動車受取勘定証書）など、広く貸付＝債権の証券化におよび、さらには83年以降、FRBにより銀行持株会社のディスカウント・ブローカーの買収、兼業、さらに銀行持株会社の子会社のCPなどの引受・売買の認可がなされ、現

在、銀行の証券業務進出を容認するグラス・ステイーガル法改正案の成立がめざされている。

そしてこうしたアメリカの「金融革命」の波は、また、その反作用としてイギリスにおいてのジョバーとブローカーの資格分離制の廃止などの証券取引所の全面改革＝ビックバン、西ドイツでのいっそうの外債市場の自由化へ大きな影響を与えることになる。

かくして19世紀末期、アメリカにおいても、イギリスの預金銀行に範をとり、近代的投資銀行の原型といわれるフランスのクレディ・モビリエの崩壊の教訓などから確立されるにいたった、短期・銀行業務＝預金銀行と長期・証券業務＝投資銀行の分離原則はくずされ、制度的に両業務を統合したユニバーサル・バンキング・総合金融機関化が展開されつつある。

ここで、欧米におけるマネタリズム・金融革命の推進主体であるが、これに関して宮崎義一氏が、J・グラールの論説「自由主義的変革」(『マルキシズム・トゥーデイ』, 1983年, 6月号)を援用して、「まずケインズ主義に対する外部からの脅威は、金利生活者、より正確に言えば資本主義の中の不生産階級である金融業者および金融機関が、ケインズの信じていたようには、容易に安楽死しなかった事実から生じた。[……] 具体的にいうと、国家の規制から自由な巨大な国際的金融グループがケインズ時代を終焉させる決定的な要因となった。彼らは、財政と金融の安定のためには、経営者と労働者の間に成立していた完全雇用のための生産と投資の拡大にかなする同意をも犠牲に供しなけりばならないと要求した。戦後各国間に金融市場を密接に結びつける網の目を拡大したこと、多国籍企業(いわゆる“多国籍銀行”を含む)の飛躍的な成長、そしてそれらの国内的統制からの逃避が、ケインズ政策遂行の条件を崩壊させてしまった」(『世界経済をどう見るか』, 岩波新書, 64～65ページ)とのべているが、かなり要点を衝いているといえよう。

日本の金融制度は、1927(昭和2)年の銀行法の成立とその後の1県1行主義の強行による銀行整理を基盤とするが、戦後、戦時の日本銀行法を持ち越したまま46年の臨時金利調整法によって銀行の短期貸出金利の最高限度の規制がおこなわれ、それを前提に高度成長期には大蔵省によりいわゆる人為的低金利政策とそれにもとづく間接金融方式による融資集中機構がつけられた。すなわち、日本銀行の公定歩合に六大企業集団＝金融資本の中核に位置する大手都市銀行の自主規制金利が連動し、日本開発銀行など政府金融機関の政府金融基準金利に長期信用銀行のプライム・レートが対応し、それを基準に起債会などのカルテルによる事業債利回りの最高限度が決まるという金利体系メカニズムが形づくられ、都市銀行・長期信用銀行・政府金融機関を中心に大企業の強蓄積に必要な資金への貸出の集中がおこなわれる。

日本における「金融革命」＝金融革新は、1967年以降の大蔵省の「金融の効率化」路線に端を発するが、1973～74年の狂乱インフレから75年以降の低成長への急激な転換を画期とする国債の大量発行・累積とともに本格的に展開される。すなわち国債の年々の大量発行は、国債引受シンジケート団、とくに都銀の引受能力を越え、国債の市中売却制限の緩和、78年の国債の公募入札発行をよぎなくさせ、国債を自由金利商品へと変えていくことになる。低成長期に入

ってまず大企業の過剰資本は、オープン市場＝短期金融市場に向い自ら金融会社化し「財テク」がブームとなるが、国債流通市場の成立・発展は、証券市場を膨脹させ、そのもつで、80年、野村証券が中期国債ファンドを売り出し銀行の定期預金のシフトが生ずるに及び、都市銀行にあっては期日指定定期預金、長期信用銀行のワイド(新型利付金融債)、信託銀行のビッグ(新型貸付信託)など、新金融商品の開発競争が開始される。

その後、1984年5月末の日米円ドル委員会報告とそれとセットになった大蔵省の「金融自由化及び円の国際化についての現状と展望」によって「金融革命」はテンポを速め第二ラウンドに入ったとされる。すなわち、そこでは、金利の自由化については、CD(譲渡性定期預金)の発行緩和、MMC(市場性金利連動大口預金)の認可、大口預金金利の自由化、さらに小口預金の自由化も推進されることになり、金融市場の整備についても円建ての銀行引受手形(BA)市場の創設、短期国債市場の創設、債券等の先物取引の導入をすすめることとなり、銀行・証券会社の垣根についても81年の新銀行法のイコール・フィッティングの方向にそい、相互乗入れが認められつつある。

また、国際化に関しても、79年の新外為法以降、急速に資本移動の自由化がすすみ、日本市場への外銀の参入が認められるとともに、非居住者のユーロ円債発行制限の緩和、ユーロ円CD、ユーロ円貸付の条件つき認可、先物外為取引における実需原則の撤廃がなされ、さらに東京オフショア市場の開設もなされることになったのである。

その後、懸案事項のうち、85年には大口預金の自由化が実施され、88年秋には小口預金の自由化が予定されている。また、88年の第112通常国会で「金融先物取引法」、株価指数の先物取引をみとめた「証券取引所法一部改正法」が成立し、先物取引市場の本格的な形成をめざされることになり「金融革命」は、一段と進展しようとしている。

それでは、70年代中葉から現在にかけての「金融革命」＝金融革新はいかにとらえられるであろうか。通例、この動向は、マネタリズムの市場自由化論・価格メカニズム信仰に棹さして肯定的に「帰らざる河」であると語られている。たしかにこの過程のなかで、アメリカの大手商業銀行にあっては、利鞘収入を増やしているが、それ以上に証券業務の拡大、M&A&D関連業務の活発化からくる非利息収入＝手数料収入の増加率が高くなってきており、日本の都市銀行における経常利益構成においても債券、為替ディーリング業務の拡大によって有価証券売却益のウェイトが高まっている。

だが、他面では、アメリカでも82年預金金融機関法の成立にもかかわらず大手商業銀行と中小商業銀行、貯蓄金融機関の経営格差は拡大、倒産も増大し、バンク・オブ・アメリカ、コンチネンタル・イリノイ、ファースト・シティ・バンコープの経営破綻なども生じている。

そして、自由化・国際化・証券化の展開はいずれもかえって中央銀行の金融政策、わけてもマネタリスト的政策運営の有効性を、政策ターゲット＝貨幣集計量(M)、とくに預金類似金融資産の把握の困難という点でも、実体経済内部の取引に必要な通貨とたんなる金融取引に必要

な通貨の区別の困難と後者の肥大化という点でも低下させ、信用制度の安定性を阻害させつつある。

さらに「金融革命」の進展は、金融の投機化、賭博化を促進し、現実資本の蓄積、総再生産過程の不安定性、不確実性をも強めつつある。スーザン・ストレンジは、「金融革命」のこうした方向を「金融システムのカジノ化」ととらえ、現代資本主義の新局面を「カジノ資本主義」と呼んで、次のようにいっている。

「西側世界の金融システムは急速に巨大なカジノ以外の何物でもなくなりつつある」「カジノと同じように、今日の金融界の中樞はプレイヤーにゲームの選択を提供している。ルーレット、ブラックジャックやポーカーの代わりに、ディーリング [売買]—外国為替やその変種、債券、政府証券、株式の売買—が行なわれている。これらの市場では先物を売買したり、オプションあるいは他のあらゆる種類の難解な金融新商品を売ったり買ったりすることで将来への賭ができる。プレイヤーの中では、特に銀行が非常に多額のばくちを打っている。全く小口の相場師も数多くいる。アドバイスを売っている予想屋も、騙されやすい一般投資家をねらう呼び屋もいる。この世界的な金融カジノの元締めが大銀行と大ブローカーである。彼らは、いわば『会社を賭けて』勝負ごとをしている。長期的に、最もよい生活をするのは彼らである¹⁾」(『カジノ資本主義』、小林襄治訳、岩波書店、2～3ページ、訳文は若干変更)。

さらに、わが国においても、最近、久留間健、山口義行、小西一雄編の共同労作『現代経済と金融の空洞化』(有斐閣選書)において、「金融革命」=金融革新といわれる事態の進展が金融の空洞化=「経済の潤滑油であるはずの金融活動が実体経済の拡大に結びつかないという事態」であり、「金融の『独り歩き』」、「その結果としての資金の流れの悪循環」(まえがき、2ページ)とからみあっている問題性について多面的な解明がなされてきている(氏らの分析については、1987年6月の信用理論研究会における山口義行氏の報告「金融『革新』と金融肥大化」[『信用理論研究』、第5号]において要約されている)。

わが国では、通例、70年代前後からのアメリカの deindustrialization (脱工業化)=「アメリ

1) ストレンジは金融カジノのディーラーたちを「ルーレットの円盤の上の銀の玉ががちと音をたてて回転するのをながめながら、赤か黒へ、奇数か偶数へ自分のチップを置いて遊んでいるカジノのギャンプラーに非常に似ている」(前掲、2ページ)というが、マルクスはつとに、国債などの発行・引受・流通を「ルーレット」になぞらえて「国民の財産をぐるぐるまわすルーレット」と表現している。「18世紀の名高い株式投機業者ユダヤ人ピントは、『流通』について論じた彼の著書(『流通・信用論』—引用者)のなかで、株式投機を勧めている。なるほど、株式投機は何も生産しないが、しかし、流通をうながし、ポケットからポケットへの富の移動をうながす。ハンゼマンは、国庫をルーレットに、国民の財産をぐるぐるまわすルーレットに、変える」(『新ライン新聞』、「強制公債法案とその提案理由」、全集第5巻、260ページ)。

なお、ピント『流通・信用論』は『資本論』第1巻第2篇「貨幣の資本への転化」第4章第1節「資本の一般的定式」の注4においても「アムステルダム取引所のピングロス」と評されて、その賭博論が引用されている(社会科学研究所監訳2、新日本出版社、257ページ)

カの企業の海外進出、多国籍企業化がいつそうすすむにつれて、資本が設備投資よりも有価証券や企業買収などといった投機的な方向にむかい、国内産業とくに製造業が衰退し、貿易収支の悪化や雇用問題の深刻化をもたらすようになった事態」(牧野富夫『産業空洞化時代の労働運動』、青木書店、15ページ)を「産業空洞化」という日本的表現で呼んでいるが、氏らの研究は、こうした空洞化論への新しい問題提起を含むものであり、独自の理論的検討に値すると思われるので、著書要旨と考えられるものを山口報告で補足しつつみておこう。

まず氏らのもっとも強調する点は、「金融革命」=金融革新といわれる事態は、国家債務の累積(国家レベルでの赤字拡大)と結びつき、それに媒介されて進行しているという点である。日本経済における場合には、財政資金の撒布が、景気刺激効果を発揮しえないところから国債の減少にみちびかず、国債発行そのものが過去の債務や利払いのための手段になってしまい、実体経済から遊離しているという事態、アメリカ経済の場合にもインフレ抑制と「強いドル」のための金融引締めと国債の発行が同時進行したため、異常な高金利が長期間つづき、そのファイナンスのために、日米金利差を背景に日本などの民間資産の国債投資がなされたものの、これによって「双子の赤字」=財政赤字と貿易赤字が解消する効果が生まれず、実体経済とのカイ離がみられる点、発展途上国の場合も、累積債務に対する途上国貸出の大部分はリスクジュール、つまりたんなる債務の繰延べとそれにとまなう利払いなどで必要になる資金の融通なのであって、ここでも実体経済と金融とのカイ離がみられる。

したがって、金融活動=国家信用、民間信用のいずれのそれも、実体経済との関係からすれば全く無内容なものとなり、その成果としての金融収支も名目的なものに転化してしまっているところから金融の空洞化と称しうるといわれる。

「金融革命」は、国家債務の累積に媒介されて、さらに金融空洞化の新段階としていわゆるマネーゲーム化をもたらしている。いま、これを日本について紹介すると、上記の過程は、企業の蓄積行動の変化を引きがねとして進行したのであるが、企業サイドで、まず銀行からの長期借入金の返済超過=直接金融・自己金融方式への転換=がおこなわれ、大企業の銀行信用からの「自立化」現象が生じ、他面、過剰な貸付資本をかかえた金融機関の側も国債などの購入にはけ口を求めるとともに、証券業務・国際業務、中小企業・個人向け貸出の三方向への進出をはかってゆくことによって、自ら金融革新・金融自由化の推進者になってゆく。証券流通市場でのいわゆる利鞘かせぎなど、マネーゲーム化という実体経済とは無関係にたんなる所得移転によって金融収益が増大するというメカニズムは、ちょうど、「新会員の支払う会費がそのまま旧会員の手に『利益』となって移転するいわゆる『ネズミ講』の収益メカニズムと同じ」であり、80年代の金融構造・債務拡大構造は、60年代の高度成長型、70年のインフレ促進型から金融資産拡大型へと変質し、たんに景気循環の一局面といった一過性のものでなく、経済全体が「金融肥大=金融利益依存型経済」になりつつある。

だが、金融資産の累積・肥大化は、現実的な価値増殖の契機を含まないものであるゆえに、

重圧となり、ひいては金融崩壊の危機の可能性を生みださざるをえないが、その整理の仕方としては、倒産などの直接的な整理もさることながら現実的にはインフレによる整理—兌換制下の限度を越えた信用膨脹はインフレーションによる整理を必然にするという不換制の法則が貫徹することになる。

以上の要旨紹介からもうかがわれるように、本書の主要な学問的意義は、「金融革命」「金融革新」といわれているものの経済的本質を「金融の空洞化」ととらえ、世界資本主義—日本、アメリカ、発展途上国の債務構造を一貫した視角から分析したところにあると考えられるが、反面、そのよってたつ「金融空洞化」の経済学的意味については掘り下げられていない側面があるといえる。

それゆえ、前記信用理論研究会における山口報告に対する討論においても以下のような質問・問題点が提出されている。

その第一は、マルクス信用論において金融の空洞化という概念をどのような内容と意義をもつものとして理解すべきかという論点である。たとえば、建部正義氏は、次のようにいわれる。「金融活動の実体経済からの遊離という意味で金融の『空洞化』という言葉を使用されているが、『資本論』でいう信用=fiktivなものという論定、あるいは、そこで指摘されている貨幣資本の過剰・過多と、どういう差異があるのか。また産業空洞化との異同はなにか」(『信用理論研究』, 第5号, 11ページ)。

第二は、「金融革命」=金融革新の過程における大企業の銀行からの相対的自主化現象の評価と関連して、現在の金融資本をどのようにみるか、また金融資本と金融の空洞化との関係をどのようにとらえるか、という論点である。たとえば楊枝嗣郎氏はいわれる。「大企業が金融革命の中で銀行から自立していったと言われると、今日、産業と銀行の融合、癒着としてとらえられる金融資本は存在しないことになりますか」(同, 10ページ)。この点は服部泰彦氏が、雑誌『経済』の88年4月号の書評において「金融の空洞化」という概念は、「『本来の』=自由競争段階の金融活動を基準に比較して」という意味でのこととみられるが、「現代の主要な経済主体である金融資本にとって、その『無内容』な資金循環がいかなる意味をもっているのか、という金融資本の運動そのものの分析からの展開」(229ページ)を要請している感想とも相通じ合うものであろう。

第三は、「金融革命」=金融革新といわれるもののうちでも、とくに、質的に新しい意義をもつと考えられる、いわゆる証券化=セキュライゼーションと金融の空洞化との関連をいかにとらえるかという論点である。たとえば深町都弥氏はいわれる。「金融革新の柱の一つは Securitization ですが、このことへの impact をご教示下さい」(前掲『信用理論研究』, 11ページ, 類似の質問は、生川栄治氏からも出されている)。

これらの三つの論点・問題点指摘は、たんに、久留間氏らの共同労作にかかわるだけでなく、現段階のマルクス信用論の主要な研究課題をなすものといえる。しかし、上記共同労作との関

連でいえば、第一の、金融の空洞化という概念の妥当性がやはり基礎的な論点であると考えられる。

ところで、報告者、討論者とも触れていないが、マルクスは、久留間氏らの共同労作の空洞化概念と多くの点で重なり合う概念として、じつは「信用制度の空洞性」・「信用面での逆ピラミッド」という概念を、そのフランス政治経済研究のおりに用いている²⁾。

マルクス信用論の見地から、今日の「金融空洞化」という事態は、いかに理解されるべきであろうか。この点の解明にさいして、マルクスによるルイ・フィリップ王政下とルイ・ナポレオン三世の第二帝政下のフランス研究から導びき出された古典的意味での「金融空洞化」=「信用制度空洞化」についての考察は、前述の三つの論点・問題点に関しても、基本的な示唆・手がかりを与えていると考えられる。そこで、以下では、マルクスのこれに関する論述を考察することによって、課題に近づくことにしよう。

2. マルクスの「信用制度空洞化」論

(1) 信用制度空洞化の基本規定

周知のようにマルクスは、資本主義、ブルジョアジーの歴史的進歩性にとって世界史的分岐点となった1848～49年のヨーロッパ革命の勃発にさいし、ベルギー、フランスの各地においてそれに直接参加し、日刊新聞『新ライン新聞』に依って、各国の革命と連携しつつ、ドイツ革命の民主主義革命としての徹底的完遂を指導したが、革命敗北後の1850年1月以降、『新ライン新聞、政治経済評論』において、「政治運動全体の基礎をなす経済関係を、詳しく、科学的にきわめる」(「発刊の知らせ」、『マルクス=エンゲルス全集』、大月書店、第7巻、3ページ)ことを目的において、48～49年革命の中心=心臓であったフランスにおける事態展開に焦点をあてた連続論説「フランスにおける階級闘争、1848年から1950年まで」を書くことによって48～49年革命の総括をおこなった。

そして1848年12月10日、大統領となったルイ・ボナパルトがその任期切れを前に、1851年12月2日、「12月10日会」=ルンペン・プロレタリアートの組織集団に依拠したクーデターによ

2) 総じて、マルクスのフランス3部作、とりわけ『トリビューン』論説において、イギリス、フランス、ドイツなどの金融市場に関説している諸論述—以下の諸引用も、その主要な構成部分であるが—は、『経済学批判要綱』において資本をⅠ「一般性」、Ⅱ「特殊性」、Ⅲ「個性」に分けて考察するプランのうちの、Ⅲの「(1)信用としての資本」、「(2)株式資本としての資本」をふまえて「金融市場では、資本はその総体性において措定されている」とされる「(3)金融市場(Geldmarkt)としての資本」の考察(高木幸二郎他訳『資本論草稿集』1、大月書店、329ページ)＝「手形市場を、また一般に債券市場を含み、したがって貨幣取引業、地金市場を含む」(同、335～336ページ)金融市場の考察にさいしての、具体的範例を提供するものとみなしうる。

しかし、この領域は、三宅義夫氏の『イギリス恐慌史論』(上、下、大月書店)などの研究を除いて、比較的閑却されてきた嫌いがあり、マルクス信用論研究における空白をなしてきた感がある。

で第二共和制から権力を篡奪して第二帝政をたてると、いち早く『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』を著して、フランスの階級闘争のいかなる諸事情、諸条件がボナパルトに「英雄」の役割を演ずることを可能にしたかを解明したのであった。

その後においても『新ライン新聞』の最終号(第5・6)号において「新しい革命は新しい恐慌につづいてのみ起こりうる」(第7巻, 94ページ)というテーゼを確認していたマルクスは、フランスの政治・経済動向を注視しつづけていたが、1853~54年恐慌が接近すると、自らイギリスにおける恐慌の進行を『トリビューン』論説(1853年10月4日〔西欧諸国とトルコへ迫りきたる経済恐慌—インドにおける鉄道建設〕, 10月7日付〔西欧諸国とトルコ—経済恐慌の徴候〕で追跡しつつ、10月12日、エンゲルスに宛てて、フランスにおける「目前の恐慌がボナパルト体制の取り片づけに及ぼす影響」を『トリビューン』論説の論題として取り上げるよう強く勧める手紙を書くにいたる。マルクスがエンゲルスに、強くフランスにおける恐慌の展開がボナパルト体制に及ぼす影響をテーマとして取り上げるよう勧めたのは、エンゲルスが論説「昨年12月にフランスのプロレタリアが比較的の不活発だった真の原因」(『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』, 1852年2月21日付)において、ボナパルトのクーデタの成功の真の原因の一つが、1848~49年の恐慌の終息にともない「商売がすばらしくうまくいっていたこと」をとり上げ、ボナパルト体制の永続性を規定する確度の高い要因として「あすの朝太陽がのぼってくるのと同じくらいたしかに起こるにきまっている出来事」—「全般的な商工業の不況」を指摘して、「1846年と1847年の商業の不振と凶作は、1848年の革命をひきおこした。ところで、1853年には、商業が、全世界にわたってかつてなかったほど深刻にぐらつかされ、長期にわたって攪乱されるだろうということは、十中九までまちがいのないことである。ところで、そうなったらかみならず襲ってくるにちがいない嵐をのりきれるほどに、ルイ・ナポレオンの乗った船が堅牢であると、だれか考えるものがあるだろうか?」(第8巻, 225ページ)と述べていたことから知られるように、両者共通の問題関心を抱いていたうえ、直接には、同じ53年の4月26日付のエンゲルスからマルクスへの手紙で、エンゲルスがすでに「フランスでは商業はもう下り坂になっているらしい」と伝え、その証拠としてアメリカからのフランスの綿花の直接輸入が52年にくらべ減少に転じている統計を示し「今度こそ事態はほんとうに重大であるように見える」と予測し、また、フランス商品の輸出衰退には、51~52年の労働者の大量追放が実を結び、産業がだめになったことがあずかっていると述べていたことに対応するものと考えられる³⁾。

3) だが、マルクスのこの要請はエンゲルスによって果たされず、マルクス自身が、53年12月27日付『トリビューン』論説「ロシアの勝利—イギリスとフランスの情勢」で手紙にのべられた多くの論点を論述している。「信用制度の空洞化」に関連すると思われるものに「産業恐慌が軍事専制によって防げるものでもなければ、公信用を最大限に拡張し、最大の浪費的支出によってそれを使いはたし、こうして金融恐慌を商業恐慌の不可避的な付随物とすることによって緩和されるわけでもない」(第9巻, 541ページ)といった記述がみられる。

なお、前段の53年の穀物不作と恐慌接近のもとでの諸階級の不安・不満の動向については、マルク

注目すべきことは、マルクスは、この手紙で、同時に、フランスにおける事態に関し、以下のように、自己の見解を展開していることである。

「思うに、今がフランスに注意を向けさせる潮時だ。そこにはやがて破局が襲来するだろう。穀物もなく葡萄酒もない。パリはパンの価格を安くすることによって、労働者を全フランスからおびき寄せて革命軍を補充する。他方、これらの新来者たちは、そうでなくても下がりつつあるパリ人の賃金を圧迫する。アルザス-ロレーヌやシャンパーニュでのパン騒動。パリの優遇にたいする農民の不満。費用のかかる軍隊尊重にたいする労働者の不満。労働者のためにする経済法則への強力的干渉にたいするブルジョアの不満。なかならず奢侈品にたいする需要の減少。工場閉鎖の開始。全体の困窮にひきくらべてボナパルト一家の消費と投機。ルンペンプロレタリア皇帝と高利貸フルドとの指揮のもとでただの巨大な思惑・投機施設と化した全信用制度の空洞性=無内容性 (Hollowness des ganzen Kreditsystems, in reines kolossales Schwindelinstitut verwandelt unter der Leitung des Lumpenproletariatskaisers und des Juden Fould), 取引所や銀行や鉄道や不動産抵当銀行やその他多くの思惑・投機施設 (Schwindelinstitut)。最後の日におけるルー・フィリップ体制の再現だが、あらゆる醜行と結びついていて、帝国や王制復古のもっていた罰亡ぼし的な面はなにもない⁴⁾。

銀行にたいする政府の圧迫。前例のない苛酷な取立てを農村でやっている徴税吏。前もって見積もられた予算と実際の予算とのひどい違い。すべて都市行政は一好景気に助けられるはずだったので一恐ろしい借金を背負っている。次には、東方問題の国債への影響、そして、宮廷自身による証券相場変動の危険な利用。それからまた次のことは特に強調するべきであろう。ルドリュ-ロランやルイ・ブランやその他あらゆる色合いの志士たちの宣言や檄なども、しらみ一匹動かしはしなかった、ということ。ところが、社会的または経済的な恐慌は、いっさいがっさいを動かし始めている、ということ、等々」(第28巻, 247ページ, 訳文は若干変更)。

マルクスにとってフランスにおける恐慌の接近がとくに注意を向ける「潮時」と考えられたのは、1848~49年の恐慌後、フランスの産業循環は、50年が「商工業のすばらしい好況」(『ブリュメール18日』, 第8巻, 151ページ), 51年が「一種の小さな商業恐慌」=「全般的商業恐慌に

ス自身すでに、53年9月30日付の『トリビュン』論説「政治上の動き-ヨーロッパにおける穀物不足」, 10月31日付, 同「トルコの宣言-フランスの経済状態」でもふれている。

4) ここでマルクスが同じ王制でありながらボナパルト体制には「帝国や王政復古のもっていた罪亡ぼし的な=贖罪的な面 (redeeming feature) はなにもない」と評している意味は、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』の冒頭でいっている、ルイ・ボナパルト帝政は悲劇ではなく「茶番」であり、大ナポレオンの「戯曲」でしかないこと、換言すれば過去の諸時代の支配階級の興隆には、醜行が結びついていたとしても、それでもフランス社会の特定の発展と照応し「支配的だったのは、なんといっても、特定の社会的利害であった」(『トリビュン論説』「親衛兵の支配」, 第12巻380ページ)であったのに対し、ここで支配しているのは「ナポレオンの観念」という幻想であり、その極致としてのルンペン・プロレタリアートからなる軍隊の優越をしか体現していないという点でのボナパルティズムの歴史的特質をいっていると考えられる。

たどりつくため全力をふるいおこす前の小休止」で、かつ「独自の国民的商業恐慌」(同, 180, 182ページ)とみていて、今回の恐慌こそ本格的な恐慌として分割地農民を社会的基盤としながら「あらゆる階級にたいして家父長的な恩恵者の役割を演じようとする」(第8巻, 203ページ)ボナパルティズム体制のよってたつ物質的基盤が崩れくずされると予想していたことによるとみられる。そこで、この一文は、それに関して、前段の節で53年の穀物不作と恐慌接近という経済情勢とそのもとにおける諸階級の動向、すなわち、パリの労働者へのパンの公定価格政策が、パリへの人口集中、労働者の集積を促進する反面、賃金低下圧力となっていること、パン価格支持政策に対する農民の不满、ぼう大な官僚・軍事機構とそれによる日常的抑圧に対する労働者の不满、41年の「児童労働制限法」を補完し、徒弟の職業技術教育、とくに労働時間の制限(14歳以下の徒弟の実働時間の10時間への制限)などを定めた51年の「徒弟契約法」などの社会政策＝「労働者のためにする経済法則への強力的干渉」に対するブルジョアの不满が不況の到来とともに高まり、諸階級の全般的困窮が進行していること、それと対照的な、「ボナパルト一家の浪費と投機」をのべ、あわせて「ルンペンプロレタリア皇帝と高利貸フルドとの指揮のもとでただの思惑・投機施設と化した全信用制度の空洞性(＝無内容性)」、「取引所、銀行、鉄道、不動産抵当銀行やその他多くの思惑・投機施設」という事態が語られている。

そして後段では、前段の動向に関連したボナパルト政府の対応策が財政・金融政策の諸断面を中心にのべられ、最後に強調点としてルドリュ・ロラン、ルイ・ブランなどの民主＝社会主義派の政治的無力がなしえなかったことを「社会的・経済的恐慌がいっさいがっさいを動かし始めている」と結ばれている。

みてとれるように、信用制度の空洞化ということが「ルンペンプロレタリア皇帝と高利貸フルドとの指揮のもとでただの巨大な思惑・投機施設へと転化した全信用制度の空洞性＝無内容性(Hollowness, Hohlheit)」という表現が示しているように、信用制度のたんなる思惑・投機施設への転化、具体的には、取引所、銀行、鉄道、不動産抵当銀行などの諸企業が思惑・投機施設化した場合、信用制度の内容が空虚化するという意味において、その規定内容が与えられている。

ところで、この場合の信用制度の空洞化＝内容空虚性という事柄については、以下の諸点が指摘されうる。その一つは、信用制度の空洞化は、産業循環の諸局面との関連では現実の再生産過程において過剰生産が潜在的に進んでいるもとの、マルクスいうところの「外観上の繁栄」＝「過度投機」の局面で生ずるものとみられなくはないが、それ以上に「最後の日におけるルイ・フィリップ体制」、「ルンペンプロレタリア皇帝と高利貸フルドの指揮(Leistung)」という規定からすれば、人為的・体制的なものが考えられているとみられることがある。第二は、転化ということに関してであるが、ここでの転化の意味内容は、信用制度の思惑・投機施設化という転化なのであるから、信用制度(Creditsystem)が制度(System)としての同一性を保持しつつも、その内容・機能において思惑・投機の施設(Institut)へと定立されるとい

う性質の転化であるということである。

ところで「投機はあらゆる資本の内容の脱化した形骸であり、資本主義の浮渣であると同時に、また、一切の内容にしばられない資本の理想的な状態でもあるといえる。あらゆる資本のもつこの投機的側面は信用によって支えられるとき一層顕著なものとなってくる。信用はこの場合究極には実現していないことを隠蔽し、仮装の需要をつくりだして、価格変動を激化し、投機の衝動を助長する」(川合一郎「投機信用について」、一橋大学『経済研究』第7巻第3号、193ページ)といわれる。

しかも、この場合、意図的な欺瞞の内容をもった企画＝思惑と結合した投機⁵⁾が問題になっているのであって、資本にとって「理想的な状態」ではあっても、同時に、資本がいかに歴史貫通的な意味での経済合理性・社会性を阻害するものであるかという点でも最高段階に達している事態が考えられているといえよう。

最後に、第三には、ここで「全信用制度」(ganze Kreditsystem)といわれている場合、全信用制度であるのだから、まず公信用＝国家信用と私信用のすべて、そして私信用においても金融業など利子生み資本、貸付可能な貨幣資本の部面だけでなく、鉄道など現実資本に関しても、それと同様にふるまう限り、それら総体を包括するという意味であると考えられる点があげられる。

要言すれば、マルクスにあっては「信用制度の空洞化」という規定は一通例、金融取引の急拡大を指していわれる金融の「肥大化」といった量的規定にとどまるのではなく—金融の思惑・投機化というべき信用制度の一定の質的変容ととらえられていることが知られる。そして、マルクスの信用制度の空洞化の規定内容から引き出されうる以上三つの注意点は、信用制度の変容という問題把握にとって方法的視角としても基準的意義をもっているといいうると考えられるのである。

くわえて「取引所、銀行等々の思惑・投機施設」にかかわる点であるが、マルクスは、1857年7月27日付『トリビューン』論説「ヨーロッパの情勢— [フランスの金融事情]」において、

5) 「思惑」(Schwindel) と「投機」(Spekulation) の用語の関連について。思惑とは、通例、相場の上がり下がり予想であるが、進んでは虚偽の内容をもった企画＝企画をつくりだすことをも意味としている。

たとえば、「思惑の上部構造」ということについてマルクスは「成功の見込みがすこしもない何百という〔鉄道〕新線がもくろまれた。それは、当の企画者がほんとうに実行しようとは全然思っておらず、一般的にただ重役が供託金をくいつぶすことと、株式売出しによる思惑利潤とが目的なのであった」(『評論』[1850年5～10月]、第7巻、433ページ)とのべている。

これに対し、投機とは、「賭博が商品経済的形態をとったもの」(川合、前掲、192ページ)で、市場価格—予想市場価格と実現市場価格の変動差からすくい取られる利潤の取得を目的とする売りと買いの行為＝実際の商業取引である。つまり両者は意図・企画と実行行為というちがいがあがる。したがって思惑は投機として具体化されるとともに、逆に投機を土台に思惑が形成されるという相互関連にあるものととらえられよう。

「クレディ・モビリエの最近の報告書は、この機関の有機的な空虚性 (the organic hollowness of that institution, 全集版独訳では, die innere Hohlheit dieser Institution)とそれにかままる利害の広範なことを明らかにした(第12巻, 224ページ)と述べ、クレディ・モビリエの特質を「有機的〔=組織的・構造的〕な空洞性=空虚性」ととらえている。こうしたことからすると、マルクスにあって信用制度の空洞化の最大の典型的機関は、クレディ・モビリエのうちに見い出されていたといえよう。

さらに、「信用制度の空洞化」と類似の事態把握は、1855年10月8日付の『新オーダー新聞』に掲載された「フランス銀行—クリミアへの増援—新しい元帥たち」というマルクスの論説においても、1855年のパリ万国博覧会の開幕とともにもたらされた万博景気のもとで、かのクレディ・モビリエがパリの国際金融市場としての確立を背景に、対外投資—国債引受、社債投資、株式投資により、41%もの配当をおこなったものの、それを一因としてフランス銀行の保有貴金属の流出がもたらされ、フランス銀行が兌換停止の危機におちいったさい、ナポレオン三世の統治時代の「最も特徴的な記念碑」と見なすべきは、フランス銀行もまたその構成部分をなしている「信用面での多くの逆ピラミッド」(vielen umgestülpten Kreditpyramiden)がみられることだと指摘し、さらにすすんで「ルイー・フィリップ時代の末期に金融操作、取引所のたくらみおよび銀行投機がおこなわれて、非常に大きなセンセーションをまきおこし、『現代のユダヤ人王』、『ロトシルド王朝』などというような、多くの論争的な文献まで出るにいたったが、これなどは、1852年から現在までにこの方面でおこなわれたものにくらべると、まったく見戯に類するもののように思える」(第11巻, 565ページ)と述べている。

ここで「信用面での逆ピラミッド」=転倒した信用ピラミッドといわれている事態は直接的には、同じ『新オーダー新聞』の55年9月28日付「商業および金融状態」において、マルクスがアルフォンス・クルトワの『取引所業務論』によって2月革命後、パリだけで株式銀行が48年以前の2行から12行と6倍にもふえたものの、それらの払込み済み資本金、また総銀行資本がその業務の大きさにくらべて過小であること、それに関してロンドン『エコノミスト』が「この狭小な資本の基礎のうえに信用によってきずかれた巨大な上部構造は[……]けっして安心なものではない。たとえば、フランス銀行は、9,125万フランの資本金にたいして、5億4,258万9,300フラン、すなわち6倍に及ぶ額の銀行券を発行している。クレディ・モビリエは、その資本金の10倍の額までの債券を発行する権限を与えられている。クレディ・フォンシエ・ド・フランスは、その公称資本金は3000万フランにすぎないが、2億フランの額まで債券を発行した。そこでわれわれは、パニックないしはこうした大量の債券の価値下落が、パリとフランスにいちじるしい悲惨事をまき起こすであろうと予測することができる」(同上, 545ページ)とのべられていることを踏まえていわれているとみなされる。

つまり信用の逆ピラミッドという事態は、「狭小な資本の基礎のうえに信用によってきずかれた巨大な上部構造」をいいあらわしているとみられる。

もっとも、この場合、問題の焦点は、信用の上部構造が「ルイ・フィリップ時代」の末期のそれさえ「まったく児童に類するもの」と思われるほどの「金融操作、取引所のたくらみおよび銀行投機」によって形成されているということにあるといえる。

したがって、それは、53年10月12日付の手紙にみえる「最後の日におけるルイ・フィリップ体制」下の信用制度の思惑・投機施設化と直接対応しており、ルイ・フィリップ末期のそれが「児童に類する」ほど大規模におこなわれているのは、その「再現」に対応している。それゆえ、「信用制度の空洞化」という事態と「信用面の逆ピラミッド化」という事態は、同一事態についていわれているということができる。いうなれば信用制度の空洞化という表現においては、同一事態が、内容・機能の側面からいわれているのにたいし、信用面の逆ピラミッド化という表現においては、それが形態・構造の側面からいわれているにみることができる。

ともかく、これらの規定、特徴づけをみると、マルクスにとって信用制度の空洞化、信用面の逆ピラミッド化という事態は、信用制度把握における一つの重要な問題視角、関心領域をなしていたことが知られよう。

(2) 「信用制度空洞化」の具体的内容

信用制度の空洞化の基本的な規定は、以上のものであるとしても、これだけではその具体的な意味内容は明らかではない。では、このことは、具体的にはいかなる事態に関していわれているのであろうか。

まず、信用制度の空洞化という事態は「ルンペンプロレタリア皇帝＝ルイ・ボナパルト」とそのもとで内閣の蔵相などをつとめた「高利貸フルド（フール）」との指揮のもとでおこなわれた事態であり、「最後の日におけるルイ・フィリップ体制の再現」といわれていることが手掛かり事を与えてくれている。すなわち、信用制度の空洞化は、ルイ・フィリップ体制のもとでとルイ・ボナパルト帝政のもとでの二つの時期にみられたとされているわけであるが、それが「最後の日におけるルイ・フィリップ体制」においていかに展開されたか、およびボナパルトとフルドの指揮のもとでのそれはどのようなものであったかに関して、マルクスは、いわゆるフランス三部作一『フランスにおける階級闘争』、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』、『フランスにおける内乱』をはじめ、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』への寄稿論説など、さらには『資本論』において関説している。そこで、以下では、マルクスのこれらの諸論述を素材として、あわせて近年のフランス経済史・金融史の研究成果に依拠しつつ、解明をおこなってみよう。

(a) ルイ・フィリップ王政下の信用制度の空洞化

『フランスにおける階級闘争』は、まず、1830年の7月革命から48年の2月革命までの、階級支配構造の分析から叙述をはじめ、ルイ・フィリップ王政のもとで経済的・政治的支配を行

6) 「金融貴族」という用語は、ルイ・フィリップ体制のもとで、フランス銀行と直接取引し得たような大金融業者の呼称として広く通用していたもので、当時のフリーエ主義派のジャーリスト、A・ト

使していたのは全ブルジョアジーではなく、大ブルジョアジー、とりわけその一分派の金融ブルジョアジー、「金融封建制」といわれる独占体制をつくり出していたいわゆる「金融貴族⁶⁷⁾」(haute finance, Finanzaristokratie)であり、「本来の産業ブルジョアジー」—フランスの場合、独立生産者から直接に転化したそれより問屋制商人から間接に転化した工業資本家のウエイトが高いが一権力的地位を獲得していなかったことを示し、2月革命の経済的・歴史的必然性を解明している。

その第1号第1編の最初の展開部分は、金融貴族の支配・専制から始められる。

「ルイ・フィリップの治下でフランスを支配したものは、フランスのブルジョアジーでなくて、その一分派であり、銀行家、取引所王、鉄道王、炭鉱・鉄鉱・森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主—いわゆる金融貴族であった。これが王座について、両院で法律を口授し、内閣からタバコ専売局にいたるまでの官職を授けた。

本来の産業ブルジョアジーは、公けの反政府派の一部をなしていた。すなわち、それは両院内で少数派に代表されていたにすぎなかった。金融貴族の専制がますます純然たるものとなるにつれて、しかも産業ブルジョアジー自身が、1832年、1834年および1839年の暴動が流血のなかで圧殺されたあとでは労働者階級にたいする自分たちの支配が確実になったと、ますます妄

ウスネルの「時代の王者・ユダヤ人、金融的封建制の歴史」(2巻、パリ、1847年)というパンフレット—『フランスにおける階級闘争』においても引用されている—でも、如上の意味内容で用いられている。

マルクスは、『フランスにおける階級闘争』以前にも、『新ライン新聞』の論説「モンテスキュー56世」においてブルジョアジーのうち「自分の階級の全体的利益に無関心で、その全体的利益に対立さえする別個の特殊利益を追求している部分」として「金融貴族、国家の大債権者、銀行家、金利生活者」(第6巻、192ページ)をあげている。

なお、のちにクレディ・モビリエとパリの一流銀行家を「国家から最大限の分けまえを引きだすことにより公共の利益を犠牲に自己の私的利益を守ることに慣れている種類の利口な愛国主義にしがみつく」者(『トリビューン』論説「オーストリアの破産」、第10巻、104ページ)ともいっている。

エンゲルスはマルクスより早く、すでに1846年9月5日付の『ザ・ノーザン・スター』に寄稿したフランス論説のうち、まず「フランスにおける政府と反対派」(全集版でつけられたタイトル)で、金融貴族の支配についてのべている。

「現在の立法院は、以前のどの立法院にもまして、これからはわれわれ銀行家がフランスを治めてゆくであろうという、7月革命の終わった翌日にラフィットが言ったことばを実現したものである。現立法院は、フランスの統治が大金融貴族、つまり大ブルジョアジー(haute bourgeoisie)の掌中にあることのもっとも顕著な証左である。フランスの運命は、チュイルリ宮内でも、上院でも、それどころか下院内でも決定されるのではなくて、パリの取引所において決定される。実際上の大臣は、ギゾーやデュシャテル氏たちではなく、ロスチャイルド[ロートシルト]やフルドやその他のパリの大銀行家たちであって、彼らの巨大な財産が彼らをその階級のもっとも有力な代表者になっているのである。彼らは内閣を支配し、また内閣は、選挙のさいには、現在の制度に忠順な者およびこの制度によって得をする人々に忠順な者しか当選しないように配慮している」(第4巻、26ページ)。

想するにつれて、産業ブルジョアジーの政府反対はますます決然と現われてきた」(第7巻, 9~10ページ)。

世界的にあって、資本主義の本源的蓄積期、マニファクチュア期の絶対主義国家のもとでは半封建的地主と並んで、金融貴族はその経済的・政治的支柱としてあらわれ、ブルジョア民主主義革命が遂行されても、産業革命が未完成で、いまだ産業資本が商業資本、高利貸資本を自己に従属させえないあいだは、ブルジョア王政・ブルジョア共和国にあっても金融貴族はなお、経済・政治構造における支配的要素でありつづける。

だが、フランスにおいては、1789年のブルジョア民主主義革命において、封建的大土地所有者が下からの農民革命によって掃滅され、復古王政没落後、他の権力要素—土地貴族の支配が終焉したルイ・フィリップ王政のもとでは、王政費・軍事費の捻出、さらに、いっそう重要なのは、上からの政策的な産業革命の展開を支えるインフラストラクチュア構築の財源調達のためにも、金融貴族の支配は専制=専一的・排他的支配といえるまでに確立されるにいたる。

そして、マルクスは、この金融貴族を、その構成部分について「銀行家、取引所王、鉄道王、炭鉱・鉄鉱・森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主」といつているように、銀行家、取引所王を主要要素としつつも、この二者に限らずその利潤・所得のうちで金融収益のウェイトの高い

さらにエンゲルスは、同紙上の「ギゾーの衰退と切迫する没落—フランスブルジョアジーの立場」(同, 47年7月3日付)、「フランスの選挙法改正運動」(同, 11月20日付)(以上, 第4巻)、また、『新ライン新聞』の論説「マジャール人の闘争」(第6巻)、『ドイツにおける革命と反革命』の「4オーストリア」(第8巻)などにおいても、関説している。

7) ついでながらマルクス・エンゲルスの同時代者の大ブルジョアジー、金融貴族についての証言をもみておこう。まずトクヴィルの回想録『フランス2月革命の日々』からフィリップ王政下のブルジョアジーの基本性格を特徴づけている部分を一部、引用しておく。

「ブルジョワジーは社会の唯一の導き手となったばかりでなく、社会を請け負う者になったということができよう。彼らはあらゆる地位につき、その地位の数を増やし、自分の営む産業によって生きるだけでなく、それとほとんど同じ程度に、国庫に寄生するのを常とするようになった」。「7月革命が完結すると、あらゆる政治的激情に大きな緩和がもたらされ、あらゆる事件が、言ってみれば全般的に小型化するようになり、社会的富が急激に増大した。中産階級に固有の気風が、政府の全般的気風となった。それは国内問題だけでなく外交政策をも支配することになった。この気風は活動的な勤勉なものであり、しばしば不誠実で、全体としては堅実で、自尊心や利己心で時に向こう見ずとなり気質において内気、すべての事に中庸であるが、物質的な満足の追究に関しては別であり、そして凡庸なものだ。[……] 彼らのそれぞれが国事のことに思いをめぐらすとすれば、それは彼らがその私的事業の利益のために国事を利用したいと考えた時だけという有様なのだ。そして、その卑小な物質的満足なで民衆と呼ばれる人びとのことをいとまやすく忘れてしまうのだ」(喜安朗訳、岩波文庫、18~19ページ)。

バルザックは『幻滅』で、大銀行を「ユダヤ人が12世紀に発案し、今日では諸国の王位と人民とを支配しているあの巨大な全能者」(『バルザック全集』, 生島遼一訳, 第12巻, 174ページ)と呼び、『ニュシンゲン商会』では、金融家社会のボナパルト=ニュシンゲンの種々の金融術策を評して、「細部ばかり見ると、そいつはおかしく見えるけど、大局に立って見ればこいつも高等金融政策だな、劇毒

産業資本家、地主を含んだより広い階層ととらえている。そして銀行家と取引所王との関係に關しては、『ブリュメール18日』でいわれているように、前者が基軸的地位を占めるものとされている。すなわち「ここで金融貴族というのは、大きな国債引受人や国債証券投機業者だけのことだと解してはならない。こういう連中の利害が国家権力の利害と一致することは、一目瞭然である。現代の金融業全体、銀行業全体が、公信用ときわめて密接にからみあっている。銀行の営業資本の一部は、かならず、すぐに換金できる国債証券に投下されて、利子をかせぐ。銀行の受入預金、すなわち銀行の処理にまかされて、銀行の手で商人や工業家に分配される資本の一部は、国債利子生活者の利子収入から流れこんでくる」(第8巻, 177ページ)。

すなわちまずもって「金融業全体」、そのうちでも公信用＝国家信用とからみあってその営業資本の部分で有価証券、とくに国債証券を保持し利子を収得し、預金＝貸付可能資本の源泉として国債利子生活者の利子収入への依存が高く、いわば資産・負債両面で擬制資本が中心的意義をになう「銀行業全体」が金融貴族とされていて証券業だけではないとされている。

ところで、ここにおける金融業・銀行業の代表的なものは周知のように「オート・バンク」(haut banque＝高等銀行)といわれる個人企業の銀行として閉鎖的な「カースト」をなしナポレオン一世以来発券独占を付与された半国立施設としてのフランス銀行の総裁・理事を相互につとめ、フランス銀行から直接、手形割引を受ける特権をもっていた20程度の少数の銀行家グ

のある青酸加里の一滴だってバケツ一杯の水の中に入れば無害になるように、個人と個人との間で行なわれれば犯罪になるものでありながら、ある程度の大きさに広がると、何でもなくなるような不法行為というものがあるもんだ。君達が一人で人間一人殺せば断頭台にかけられる、けれども何でも良いから政府としての確信を持ってやれば、たとい同じ諸君が5百人の人間を殺そうとも、その政治的犯罪は却って尊敬されるというものだ。僕の机の抽出しから諸君が5千フラン取るとすれば、諸君は刑務所行きだ。しかし『儲けがあるぞ』という唐辛子をきかせて巧みに千人の財布持ちどもの口の中に押込んでやる分には、諸君は彼等にどこかの壊滅に瀕した共和国か、王国かの〔……〕その同じ公債の利息を払うために発行された公債のようなぼろ公債だって、無理に買わせることが出来るんだ。それで、買った者が破産しようと、自殺しようと、誰もそれで文句を言うことは出来ないんだ。これが、我々の生きている黄金時代の本当の原理さ！(島田実訳、弘文堂世界文庫、181ページ)といわしめている。

スタンダールもまた『リュシアン・ルーヴェン』において「7月革命以来、銀行は國家を支配している。ブルジョアジーがフォーブル・サン・ジェルマン(パリの旧封建貴族系統の土地貴族の集住街一引用者)にとってかわったわけで、銀行はブルジョア階級の貴族なのです」(『スタンダール全集4, 島田尚一、鳴岩宗三訳、人文書院、264ページ)と、父ルーヴェンに語らせ、その地位が「7月革命をくすねとることによってえられたもの」(同、78ページ)であると告白し「政府は株式取引所をうまくあしらうことに最大の関心をはらっている。内閣が株式取引所をつぶすことはできないが、株式取引所は内閣をつぶすことができる」(265ページ)といい、それを実行する。

なお、スタンダールは、金融貴族支配の成立原因を「金は戦争の原動力であるばかりでなく、われわれが7月革命このかた享受している一種の武装平和の原動力でもある。労働者をおさえるために欠くべからざる軍隊はべつとしても、ブルジョアジーの全参謀にも地位をあたえねばならない」(同上)とみなし、一種の階級均衡論的な見方をとっている。

ループである。それは、フランス革命以前から、主としては第一帝政期・王政復古期に創設されたマレー家、オタンゲル家などスイス・プロテスタント系、ロートシルト家、フルド家などドイツ・ユダヤ系、ペリエ家など、繊維業、炭鉱業、仲買商人など商・工業出身の銀行家からなり、個人的な貨幣蓄蔵＝貨幣財産の蓄積をもってマーチャントバンク的な業務にしたがい、しだいに、いわゆる投資金融に重点を移行し、鉄道、鉱業その他の重工業企業の主要株主となっていく点で、特殊な銀行独占を形成していたものである。しかもオート・バンクは公信用・国家信用と密接に結びついていたことから政治権力と抱合し、政界、官界と癒着するという、政商的性格をも色濃い特徴としていたのである。たとえばフルド家についてみると、兄のブノワ・フルドは、1836年7月9日法にもとづき予定されたパリーヴェルサイユ鉄道線の敷設にあたりジェームス・ロートシルトラと対立、ロートシルトが政府からセヌ右岸線を取得したのに対し、同様に政府を動かしセヌ左岸線の特許認可をかちとっているが、弟のアシル・フルド（アドルフ・フル）のほうも、2月革命後、臨時政府の補助のもとに設立されたパリ国民割引金庫の創設の主要プロモーターの一人となり、ルイ・ボナパルトの「ブリュメール18日」のクーデターへの財政面での援助の功により長らく蔵相などの地位を占め、既記のボナパルトとフルドの指揮といわれた同盟をむすぶことになったのである。

その実際業務＝資金運用の詳細は、C・ジャンネの『19世紀の資本、投機と財政』（1892年）の示す史料によると、オート・バンクの取引は「為替手形・財産証券（Valeurs mobilières）、金銀地金、諸商品の売買」とそれらの「定取引」（arbitrage）からなり、確実な利得を実現しているが、「これらの日常的で一般的ではあるが、結局のところ、それほど大きな収益とはならない諸取引」の他に、投機資本としての性格の濃い取引が付け加えられる。「すなわち、産業会社の組織、国公債の引受または応募、会社企業や個人への貸付、原材料の購入に際しての外国人に対する信用の供与、フランス人においては、為替・公債・諸商品の取引に有利な圧力を市場へおよぼすことに共通の利益をもって作られたシンジケートや公益事業の請負団体に対する信用の供与、そして最後に、最終的な結果として、どんな種類のものであれいっさいの証券に対する投機」（Etude sur les banques françaises, *la Correspondant*, mars 1861, cit. par C. Jannet, *Le capital, la spéculation et la finance au XIX^e siècle*, Paris 1892, p.516—517, 遠藤輝明「フランス産業革命と金融制度の変革(1)」, 横浜国立大『エコノミア』第23号, 57ページによる）にあるとされている。

その場合、重要点はオート・バンクにあっては、貨幣・信用独占—相互の競争はあっても総体としての独占にもとづく組織化によって特別利潤の収取がはかられることであって、商業信用での為替手形の鞘取り、いわゆる裁定取引だけでなく、ときには、綿花・砂糖・小麦・ぶどう酒などの商品市場での先物取引と結びついた購買独占、さらに、運河・鉄道・鉱山・鉄鉱など大資本を必要とする重工業企業に、投資金融、主として株式・社債の取得により参与をおこない、人為的な産業集中をつくり意識的に高価格・高利潤政策を遂行するといった供給独占がと

られたのである。つまりクーセル・スヌーユがいう「特別な傾向」＝「独占を目ざす傾向」が優越的特徴をなしていたのである。

「これらの銀行のあらゆる操作は特別な傾向、つまり独占を目ざす傾向を持っている。オート・バンクは常に、自己の取扱う商品の価格を決定する需要と供給のうちの一つをおさえようとする。オート・バンクは供給の支配者になり、市場において常に自分だけで、価格を支配するのに適当なだけの商品を売ろうとする。或る産業会社の社債または株を単独で所有している者は真の独占を享受する。これらの大資本家たちが証券類を求めるのはそのためである。そして彼らは自己の選択に応じて、これを保持することも売ることもできる」(J. G. Courcelle-Seneuille, *Traité théorique et pratique des opérations de banque*, Paris, 1858, 2^e ed. pp.279—280. 辻山昭三「制限選挙王政の時期におけるフランス銀行の性格」『史学雑誌』第69編第1号, 50～51ページ)。

したがってオート・バンクは、その経済的性格においては、フランスにあってもいまだ産業資本、商業資本が利子生み資本を従属させるにいたっていない段階、したがって全国的統一商品市場、対内・対外金融市場の未成熟にもとづくところの「商品形態が生産物の一般的な形態であることが少なければ少ないほど、貨幣を入手することが困難」(『資本論』第3部第5篇「利子生み資本」, 第36章「資本主義以前」, 新日本出版社, 第11分冊, 訳文は必ずしも同じではない, 以下同じ, 1045ページ)な段階における高利資本、それもフランスの産業革命と国家権力の支持基盤の特殊性に規定されたところの高利資本の典型であるといいうる。

そしてオート・バンクの高利独占的性格、その独占的特権のうちでも、以下の点が、とくに問題となったのであった。すなわち、金融市場における資本の独占的供給者の役割のうち、貨幣市場＝貸付市場にあっては、オート・バンクは当時、手形割引においてフランス銀行法第11条の「本銀行は〔……〕明瞭に支払能力のある3人の署名のある手形のみを割引く」という条項を利用してその裏書署名によってフランス銀行で3%～4%の低利子で再割引を得る特権の代償として5%～6%の利子を支払わせ、そのうえ、そのうえ手数料ないし打歩まで取るということがやられたという。

もっともオート・バンクの独占者的役割は、公債・鉄道株式などの証券市場＝擬制資本市場において全面的に発揮される。そしてマルクスが喝破しているように「国庫の赤字」こそ、「金融貴族の投機の本来の対象」であり「致富のおもな源泉」(後出)であるがゆえに、国家財政は慢性的赤字の永続化にみちびかれることになる。

いま、7月王政から第二共和政をへて第二帝政に到る期間の公債残高をみると、ナポレオン戦争以降、産業資本の確立とともに「安価な政府」、国債の減少傾向がみい出されるイギリスと異なって別表のようにほぼ一貫して増大・累積しており、この間、ついに歳出総額の20%を割ることがなかったのである。

内訳では、全体としては永遠債のウエイトが圧倒的であるが、国家の臨時支出をまかなう、

別表 フランスにおける公債の累積 1831~69 (1月1日現在) (100万フラン)

| 年 | 永遠債, 有期債 (人口1人当り フラン) | 流動債 | 終身 年金 | 公債費 (終身債 を含む) | 公債費 歳出総計% | |
|-----------------------|-----------------------------|----------------|----------|---------------------|--------------|------|
| 1831 | 4,659 (143.0) | 253 | 54 | 341 | 28.0 | |
| 2 | 4,770 (145.7) | 311 | 57 | 345 | 29.4 | |
| 3 | 4,861 (147.8) | 356 | 57 | 347 | 30.6 | |
| 4 | 4,164 (125.9) | 366 | 57 | 326 | 30.6 | |
| 5 | 4,175 (125.5) | 382 | 57 | 327 | 31.2 | |
| 七 月 | 6 | 4,296 (128.1) | 312 | 57 | 331 | 31.1 |
| | 7 | 4,354 (129.2) | 315 | 56 | 330 | 30.6 |
| | 8 | 4,458 (131.9) | 217 | 56 | 333 | 29.3 |
| | 9 | 4,458 (131.3) | 231 | 55 | 336 | 28.5 |
| 王 朝 | 40 | 4,458 (130.8) | 224 | 55 | 336 | 24.6 |
| | 1 | 4,613 (134.8) | 261 | 54 | 348 | 24.4 |
| | 2 | 4,785 (138.9) | 418 | 53 | 355 | 24.6 |
| | 3 | 5,021 (144.9) | 456 | 51 | 359 | 24.8 |
| | 4 | 5,118 (146.6) | 519 | 50 | 363 | 25.4 |
| | 5 | 5,205 (148.0) | 605 | 49 | 369 | 24.8 |
| | 6 | 5,521 (156.0) | 429 | 48 | 372 | 23.7 |
| | 7 | 5,715 (161.1) | 458 | 48 | 385 | 23.6 |
| 第 二 共 和 政 | 8 | 5,838 (164.4) | 631 | 47 | 411 | 23.2 |
| | 9 | 6,860 (193.0) | 318 | 47 | 455 | 27.6 |
| | 50 | 4,886 (137.1) | 540 | 46 | 387 | 26.3 |
| | 1 | 5,012 (140.0) | 592 | 45 | 386 | 26.4 |
| | 2 | 5,516 (153.4) | 615 | 44 | 399 | 26.4 |
| | 3 | 5,577 (154.6) | 802 | 43 | 374 | 24.2 |
| | 4 | 5,670 (156.5) | 755 | 65 | 418 | 21.0 |
| | 5 | 6,083 (168.6) | 882 | 64 | 478 | 20.7 |
| | 6 | 7,558 (208.8) | 786 | 63 | 512 | 23.3 |
| 第 二 帝 政 | 7 | 8,032 (221.3) | 896 | 65 | 517 | 27.3 |
| | 8 | 8,422 (231.8) | 861 | 67 | 521 | 28.0 |
| | 9 | 8,593 (235.4) | 847 | 68 | 556 | 25.2 |
| | 60 | 9,334 (255.7) | 928 | 67 | 560 | 26.9 |
| | 1 | 9,717 (260.0) | 810 | 68 | 581 | 26.8 |
| | 2 | 9,925 (264.5) | 938 | 69 | 565 | 25.5 |
| | 3 | 12,020 (318.7) | 883 | 71 | 623 | 27.2 |
| | 4 | 12,316 (325.3) | 1,038 | 72 | 652 | 28.9 |
| | 5 | 13,026 (342.6) | 839 | 74 | 609 | 28.4 |
| | 6 | 11,029 (290.0) | 787 | 76 | 597 | 27.5 |
| | 7 | 10,932 (286.0) | 889 | 78 | 457 | 20.7 |
| | 8 | 11,925 (311.1) | 912 | 82 | 466 | 20.4 |
| | 9 | 11,178 (303.6) | 922 | 84 | 469 | 21.9 |

備考 Statistique générale de la France, 1924, p.154.

人口は Annuaire Statistique de la France, 1956. による。

森 恒夫「フランス資本主義確立期の財政政策(2)」(甲南大学『甲南経済学論集』第4巻第2号)72ページ

主として国庫証券からなる流動債の増加傾向が目立っている。とくにルイ・フィリップ王政末期では、43年以降、永遠債が増大するとともに、それ以上に流動債の伸びが顕著であることがうかがわれる。

では、公債の累積はいかにして行なわれたのであろうか。その事情をマルクスは、前出『フランスにおける階級闘争』において、進んで以下のように述べている。少々、長い引用にわたるが、政府証券市場のみならず鉄道株式投機なども含めて、信用制度の空洞化の主要な金融技術＝手段が具体的に明らかにされている箇所であるとみなされるので掲記しておこう。

「7月王政は、財政難のために、はじめから上層ブルジョアジーに依存していた。そして、上層ブルジョアジーに依存していることが、財政難の増大の無際限の源泉となった。予算の均衡を回復しないで、国家の支出と収入の均衡をはからないで、国家行政を国民的生産の利益に従属させることは不可能である。ところが、国費を節減せずに、つまり、その一つ一つが現存制度のささえとなっている諸利益をそこなわずに、また、税のわりふりを改めずに、すなわち租税負担のおもな部分を上層ブルジョアジー自身の肩に転嫁しないで、どうしてこの均衡をはかることができるか？

国家が負債に陥ることは、むしろ、議会をつうじて支配し立法していたブルジョアジーの分派にとっては、直接の利益になった。国庫の赤字、これこそまさに彼らの投機の本来の対象であって、彼らの致富のおもな源泉であった。毎年度末の新しい赤字。4年か5年たつごとに新しい借款。そうして新しい借款のたびごとに、人工的に破産のせとぎわにおかれた国家から、金融貴族が搾取する新しい機会が与えられた——国家は、もっとも不利な条件のもとに銀行家と契約を結ばなければならなかった。新しい借款のたびに、自分の資本を国債に投下する公衆を取引所の操作によって略奪するもう一つの機会が与えられた。こういう操作の秘密には政府と議会の多数派はよく通じていた。一般に、国家信用の状態が不安定であったのと、国家の秘密をにぎっているために、銀行家と、議会および王座にいる彼らの一味は、国債証券の相場に異常な、突然の変動を起こさせることができた。その結果は、いつもきまって大量の小資本家が破産し、大賭博師がまるでおとぎ話のようにすみやかに富んでいくことであった。支配しているブルジョアジーの分派にとって国家の赤字が直接の利益になったとすれば、ルイ・フィリップの治世の末期には、国家の臨時支出がナポレオン治下の国家臨時支出の2倍をはるかに越え、年々ほとんど4億フランにも達した——一方で、フランスの毎年の輸出総額は平均7億5,000万フランの額にのぼることはまれであったのに——わけも説明がつく。そのうえ、このようにして国家の手をつうじて流れてた巨額の金は、詐欺的な納品契約や賄賂や公金私消やあらゆる種類の詐欺行為の機会を与えた。国債をつうじて大規模におこなわれた国家からの詐取は、いろいろな公共事業で小規模にくりかえされた。議会と政府とのあいだの関係は、そのまま個々の官庁と個々の企業家の関係として、幾層倍もの数になって現われたのだ。

支配階級は、一般に国家支出と、そして借款をくいものにしたように、鉄道敷設事業をもま

たくいものにした。議会はおもな負担を国家に押しつけておいて、投機をおこなう金融貴族に黄金の果実を保証した。下院での醜聞さわぎは人も記憶するところだが、それは、一部の大臣をもふくめて多数派の議員全部が、ある鉄道建設事業に株主として参加しておきながら、のちにその同じ事業を、立法者として、国費をもって実現させたことが、たまたま明るみに出たのであった。〔……〕

7月王政は、フランスの国富をくいものにするための一株式会社にはかならなかった。その配当金は、大臣や両院や24万の選挙人とその味方のあいだに分配されたのである。ルイ・フィリップはこの会社の支配人であり、王座にすわったロベール・マケール（詐欺・ペテン師の代名詞—引用者）であった。商業、工業、農業、海運業など、産業ブルジョアジーの利益は、この制度のもとではたえず脅かされ、損害をこうむるほかはなかった。安あがりの政府（Gouvernement à bon marché）と、産業ブルジョアジーは、7月革命の当時、その旗にしるしたのであったが。

金融貴族が法律を出し、国家行政を指導し、組織された公的権力の全部を行使し、事実の力と新聞によって世論を支配していたので、上は宮廷から下はいまい飲み屋〔Café Borgne〕にいたるまでのあらゆる領域に、同じ身売り、同じ恥知らずの詐欺、生産によらず既存の他人の富をごまかし取って金持になろうとする同一の病的熱望が、くりかえされた。とくにブルジョア社会の最上層では、ブルジョア法律自身にたえず抵触しながらも、不健康で放埒な欲望を無制限に貫く傾向が滔々として生じた。賭博から生じた富が、そういうものにその欲望の充足を求めるのは、自然のことであり、そこでは享樂は放蕩（crapuleux）となり、金と汚物と血がまじり合って流れるのである。金融貴族は、その営利の方法でも享樂でも、ブルジョア社会の上層に再生したルンペン・プロレタリアート以外のなにものでもない」（第7巻、10～12ページ）

見られる通り、ここには、上層ブルジョアジー、金融貴族の致富の主要な機会、換言すればその技術・手段が四つ指摘されている。すなわち、まず第一は、国庫の赤字は新しい借款によって穴埋めされなければならないが、その発行・引受のさい国家がもっとも不利な条件のもとで銀行家と契約を結ぶことをよぎなくさせることによる利潤収取、第二は、「国家信用の不安定

8) スタンダールは、『リュシアン・ルーヴェン』において、ルイ・フィリップを「王冠をいただいた計算表」とやゆし、国王自らが、当時使われていた高所信号機による至急便によっていち早く知りえた国家機密をタネに国債売買の投機をおこなっていたこと（前掲、84ページ）をルポルターージュしている。これらの「錬金術」=投機事例のひとつとしてスタンダールは、同書の「マルジナリア」で、『フランス新聞』（1835年2月6、7日）の記事にもとづくと思われる「1835年2月4日ごろのフランス銀行による貸付、うけとられ、また拒否されたジェバル社債、一銀行の利益をはかるためのフェルナンド7世死亡の虚報、を参照のこと。こんなことができるとは恥知らずもはなはだしい」（同、402ページ）と記している。

国家元首がこうであれば、内閣閣僚—『リュシアン・ルーヴェン』に登場する内相のヴェーズ氏、

性」の基盤にくわえ、「銀行家と議会および王座にいたるその一味が国家秘密をにぎっている」という利点を利用して、一種のインサイダー取引によって「国債証券の相場に異常な、突然の変動を起こす」取引所操作による利潤収取⁸⁾、第三は、公共事業＝国営事業を通ずる「詐欺的な納品契約・賄賂・公金私消・あらゆる種類の詐欺的行為」から生ずる利潤収取、第四は、当時において最大の固定資本投資の場で大量の資本投下を要した鉄道敷設事業をくいものにする事、たとえば、大臣を含め多数派議員全部が、株式会社——1807年の商法典にもとづき参事院の認可を必要とする匿名会社（ソシエテ・アノニム）およびそれを要しない株式合資会社、鉄道の場合は匿名会社——の認可によって可能になる「鉄道建設会社に株主として参加し、のちにその同じ事業を立法者として国費をもって実現させる」などから生ずる利潤収取がそれである。

だが、信用制度の空洞化にみちびくこれらの技術・手段はいかに行使されたであろうか、事例的に補足的な説明をくわえておこう。

まず第一の、国債の発行・引受に関しては、当時、引受入札制がとられ、オート・バンクにより多くの場合、引受シンジケートがつくられ手数料を加えて、落札後、委託発行の割当公債を売りさばくという引受シ団方式によっている。したがって発行条件、引受価格の決定はシンジケートの思惑に左右されることになり、シ団は莫大な発行者利得を収めることになる。たとえば、フランス・ロートシルト家の当主「ジェームズは大蔵省をほぼ完全にかれの支配下に従属させていた。1841年10月には、ジェームズの支配するグループが、1,500万フランの3分利付公債の発行を、78.58パーセントの発行価格で、競争者なく独占してしまった。この公債は政府側にきわめて不利であったので、世の非難がはげしかった。たしかにこの公債は、ロスチャイルドの手に引き受けられたとたん、市場で81パーセントで取引されはじめるありさまであったのである」（中木康夫『ロスチャイルド家』、誠文堂新光社、144ページ）。

なお、引受シ団が競合する場合は、協議・談合がおこなわれて、合併協定が結ばれるところから、入札制といっても形骸化したものとならざるをえない。国債の引受・発行では、とくにロートシルト家が優位に立ち、いわゆる「10人委員会」といわれるものが、事実上、引受価格、シンジケート同士の合併のさいの配分、販売価格を支配したとされている。また、政府は公債の低利借換—5%終身年金債の4.5%、または3.5%への借換を1834年、36年、38年に提案するが、オート・バンクからいずれも拒否されている。

また、第二の技術＝手段は、ルイ・フィリップ王政下でもルイ・ボナパルト体制下でも広く用いられた手口であるが、ルイ・フィリップ体制末期のキゾー、とくに後のパリ・コミュニケーションの絞刑史、ティエールは、国債相場の人為的な変動＝投機売買によって成り上がった代表的な

陸相のN將軍などをみよ—はもとより、代議士—とりわけ当時、数多くの代議士が官吏を兼職していたからなおさら—もまた、国債・株式のインサイダー取引をからめた売買益を主要政治資金源にするという構造的汚職がまかり通っていたのである。

政治家といわれる。第三の技術＝手段のうち「賄賂」についてふれておくと、ロートシルトは「顧客や取引先のなかからとくに自己に忠実なものを公債請求者に選び、一種のプレミアムを付して優遇」し、これがオート・バンクの力の秘密の一つをなしたといわれている（古賀英三郎「フランス資本主義とオートバンク」、一橋大学『社会学研究』第6号、185ページ）。

最後に、第四の、公共事業、とりわけ鉄道敷設事業からの利潤取得についてみると、フランスにおける鉄道建設にあっては、1835年、37年、39年と三つの政府計画が提起されるが、国有・国営論と民有・民営論の対立などにつき調整がつかず、ようやく1842年鉄道法の成立をまわって、(1)所有と経営に関しては、国家が所有権を留保するものの、私企業に営業権を賃貸借するという方式を採用し、実際の所有・経営は私企業にゆだねる（いわゆる混合制度）、(2)建設様式に関しては、国家が基礎工事（土地の購入、建物など）をひきうけ、上部工事（レールの設置、車両など）は私企業がおこなうという妥協がなされて以降、43年～47年の鉄道建設ブームをむかえる。

この場合、国家負担支出は、臨時に流動債でまかない、究極には減債準備金の整理によって支弁するとされ、公債発行政策がとられるとともに、私企業へ国庫補助金・利子保証の恩典が与えられることとなる。

そして、その適用にあたっては三つの型、すなわち、第一型＝42年法を継承した混合型であるが、国家から基礎工事を移譲されたのち、短期（多くは5年以内）に株式発行により資本を調達し上部工事をおこなう型、第二型＝基礎工事、上部工事とも国家がおこない経営を賃貸する型、第三型＝全工事と経営を私企業が引受けるが、最高特許期間が長い（多くは99年）という型が存在したが、私企業は、短期投資としての魅力をもつ第一型を選び、これが鉄道投機ブームを領導したといわれる。

その実際の遂行過程をみると、もっとも有利な北部鉄道（パリーベルギー国境鉄道）はじめ、主要幹線はロートシルト、オタンゲル、ラフィットらの連合体が主幹事となって特許を直接取得するなど、ホールセールにおいて入札にさいし合併協定を結んだオート・バンクグループが主導的役割を占めただけでなく、それに加わらなかった場合でもリテールの面での鉄道会社株の引受・分売から発生する利得の取得、保証金の払込み手数料の徴収などの代行手数料を自らの利潤源泉としたのである。

しかし金融貴族にとって鉄道敷設事業における最大の利潤源泉はホールセール段階からの株式操作にあったのであって、その操作は、典型的には、以下のようなものであったのである。

「当時、株式資本の募集には二つの方法があった。つまり公募と単に需要に応ずる方法とである。前者の場合には鉄道会社がすべての応募を登記し、募集が閉じられると需要に比例して株式を配分した。第二の方法は鉄道会社の指導者が恣意的に自己の判断に基づいて株を配分した。パリのオート・バンクの創設した多くの鉄道会社は一般に第二の方法を採用した。オート・バンクは、その限られた顧客の需要をうけ、それを利害関係ある鉄道会社に取次ぎ、払込額

ではなく株式の名目価格に基づいて4分の1%の手数料を徴収し、額面価格の10分の1の払込みを実現した。鉄道公社の直接募集も不可能ではなかったにしても、豊富な資金を集めるために銀行の介入が株式募集の保証をなしていたのである。もともと鉄道会社の多くが銀行業者や資本家の限られたサークルによって構成されていたが、ロートシルト、ラフィット、オタンゲルそしてパリ-オルレアン鉄道のシンジケートが、ほとんどすべての有利な鉄道事業を独占した。しかもかれらは特許を得た新鉄道会社の株式を、旧鉄道会社の株式持参人にもみ交付する方法を採用した。[……]こうして株式の原初取得者の範囲は独占的に制限されていた。[……]

北部鉄道の株式は500フランの額面価格で発行された40万株である。それは1846年1月末に、755フランの相場で販売された。1株につき255フランのプレミアム付きである。しかも当時はまだ125フランの第一次払込みしかなされていなかった。57万1,741株が譲渡されていたのだから、1株につき255フランのプレミアムが額面価格と755フランの間の種々の相場で購入し販売した株式取得人たちの間に配分されたわけである。しかし最初の株式取得人についていえば、オート・バンクその他の金融業者とその限られた顧客が額面価格のすべての株式の独占的取得者であった。ここにかれらの巨大な利得の源泉がある。つまりかれらは1株125フランの第一次払込みで総額5,000万フランの支出を行った。他方1株255フランのプレミアムが1億2,000万フランの利得を実現した。これは約40%の利率である。1万7,469人の新株主は、オート・バンクとその顧客からなる独占的な原初株式取得人から株を取得し、以後の払込みを継続する権利を買った。しかし1850年つまり5年後には北部鉄道の株式は24フランの配当しか受取っていない。つまり400フランの払込み額の6%にすぎぬ。オート・バンクを始めとする金融業者が株式を第二次払込み以前に独占的に取得し、それをプレミアム付きで販売できたことが、3カ月間で5,000万フランをもって1億2,000万フランを取得することを可能にしたのである。

9) フランスのパリの証券取引所においてその業務の主要部分を構成していたのは投機の精髓といわれる空売空買、すなわち空取引 (marchés à terme [定期取引]) であったことについては、『新ライン新聞』1848年7月14日付の「フォルストマン氏の国家信用論」(第5巻, 211ページ) でふれられている。

また、マルクス・エンゲルスは『新ライン新聞』第4号で、「市民コシディエール配下の前警備隊長A・シュニユ著『陰謀家』—秘密結社、コシディエール配下の警視庁、義勇兵団、パリ、1850年」「リュシアン・ド・ラ・オッド著『1848年2月における共和国の誕生』、パリ、1850年」の二書の書評をおこなったさい、「だいたい商業全体がごまかしや、金儲けや、いかさまや、取引所投機に基礎をおいているのであるが、それらが多少とも刑法典 [Code pénal] に触れるかどうかは、もっぱら資本の高にかかっている。フランスの商業の特別の特徴である取引所操作と中国人式詐欺については、たとえば、フリーエの『四運動論』、『虚業論』、『宇宙統一論』および遺稿中の辛辣な叙述を参照されたい」(第7巻, 284ページ) とのべている。

ちなみにエンゲルスは、マルクスとの共同プランとして「外国社会主義者名著叢書」の発刊を企画したさい、フリーエの遺稿『3つの外的統一にかんする節の草案』のうち「もっとも必要な抜粋」を、序文と結語をそえて「フリーエの商業論の一断章」として訳出している(第2巻)。

エンゲルスが訳出した部分は、フリーエの著書『四運動および一般運動の理論』の「無制限の商業の自由について」と大部分一致している箇所である。

この操作は株の買戻しと販売とによって反復された。つまり過度の株価低落の場合には下落した株式を取戻し、次いで株価が上昇し、公衆がパニックから回復すれば再び株式を市場に販売するのである⁹⁾」(古賀, 同上, 253~255ページ)。

これらの諸事例によっても「7月王政は、フランスの国富をくいものにするための一株会社にほかならなかった」という性格づけは、けっして誇大ではないことが裏付けられよう。

さてマルクスは、オート・バンクを頂点とする金融貴族を、最後に、その「営利の方法でも享樂でも、ブルジョア社会の上層に再生したルンペン・プロレタリアート以外のなにものでもない」と規定しているので、その点についてふれておこう。『フランスにおける階級闘争』では、「ルンペン・プロレタリアート」とは「すべての大都会で産業プロレタリアートとは截然と区別される集団であり、泥棒やあらゆる種類の犯罪者の供給源であり、社会の落ちこぼれ層をひろって生活し、定職をもたない人間、浮浪者、宿なしの無籍者 (gens sans feu et sans aveu) であって、その属する民族の文化程度によるちがいはあっても、そのラツアローニ的性格をけっして捨てない連中である。そして「……」もっとも偉大な英雄的行為やもっとも熱狂的な犠牲的行為も、またもっとも下劣な山賊の悪業も、もっともきたない金ずくの行為もやりかねない」(第7巻, 23~24ページ) といっているが、この場合、『ブリュメール18日』において「ルンペン・プロレタリアートの財政学」(Finanzwissenschaft) といういい方で「金がもらえる、金が借りられる、これが、ボナパルトが大衆を釣る餌にしようと思った見通しであった。与える、と、貸す。身分の高いものであろうと下賤のものであろうと、ルンペン・プロレタリアートの財政学は、これにつきる」(第8巻, 149ページ) と論定されていることと照合すると、金融貴族が「金を与えると貸す」という営利原則のためには「もっとも下劣な山賊の悪業も、もっともきたない金ずくの行為もやりかねない」という、その基本的特質を取り上げて規定したものであってよいであろう。

では、以上のようにみえてくるとき、ルイ・フィリップ王政末期の金融貴族の支配・専制は、とりあえず、いかなる点で信用制度の空洞化ととらえられたのであろうか。

第一は、信用制度が投機の主要な挺子となっていて、一般的利潤率の成立とそれを基礎とする利子率の平均化傾向を前提としてなりたつ証券市場の擬制資本の価格が平均利子率を基準とする資本還元にもとづく利子生み証券の利潤の取得であるのに対し、それと乖離した投機利潤の取得が自己目的化している点、同時にその主要な技術＝手段すべてが「詐取」(Prellerei)、「略奪」(Prinderung)、「詐欺」(Betrug) などと呼ばれていることに示されるように、思惑＝虚偽に立脚し、しかも、それが貨幣・信用独占にもとづく組織的・体系的な独占的特別利潤の取得メカニズムの体制として構築されているという点がまずもって空洞性の基本的な具体的内容とみなされていると考えられる。第二には、それらがまた「国民的生産の利益」、「商業・工業・農業・海運業など、産業ブルジョアジーの利益」の損害、「生産によらず他人の富をごまかし取る」ことといわれていることからして、それらが物質的生産力、物質的生産の発展の

側面においてだけでなく、価値の生産、さらには剰余価値の生産という資本主義的意味での生産的労働の概念からいっても不生産的性格のものでしかないという点でも空洞性がとらえられているといえよう。第三には、同一のことであるが、別の視点からいえば、社会の中の一階級、さらにその一階層、その階層のうちでももっとも寄生的できわめて少数のグループ＝「金融寡頭制」の直接的な特殊的利益に、社会そのものの一般的利益、さらにはブルジョア社会の一般的利益が壟断され、それに従属しているという事態、これらの含意をもっていわれているとみなされるのである。

もっとも上層ブルジョアジー、金融貴族の腐敗、いわば信用制度の空洞化のもたらす腐敗はそこにとどまらず「上は宮廷から下はあいまい飲み屋にいたるまであらゆる領域に、同じ身売り、同じ恥知らずの詐欺、生産によらず既存の他人の富をごまかし取って金持になろうとする同一の病的熱望がくりかえされ」、浸透することとなる。

しかし、一社会の支配体制の「国富をくいものにするための株式会社」への変質、金融貴族の「ブルジョア社会の上層に再生したルンペン・プロレタリアート」化、寄生化を眼前にして、「安あがりの政府」のスローガンを奉ずる産業ブルジョアジーと、上層の富裕化と下層の貧困化の落差・断層の深化に直面した労働者・人民の抵抗もまた開始されざるをえない。

「そこで、支配権にありついていないフランスのブルジョアジーの分派は叫んだ。腐敗だ！と。ルンペン・プロレタリアートがそんなことをすれば、女郎屋や救貧院や気違い病院へ送りこまれるか、裁判所や徒刑場や死刑台へ引き立てられるにきまっているような場面が、1847年にブルジョア社会の、もっとも高貴な舞台のうえで、公然と上演されたとき、民衆は、大泥棒を倒せ！ 人殺しを倒せ！ [*À bas les grands voleurs! À bas les assassins!*] と叫んだ。産業ブルジョアジーは彼らの利益が脅かされているのを見、小ブルジョアジーは道義的に憤激し、人民の想像力はかきたてられ、パリは『ロトシルド王朝』[*„La dynastie Rothschild“*]、『ユダヤ人、現代の王たち』[*„Les juifs rois de l'époque“*] 等々のパンフレットで溢れており、それらは、多かれ少なかれ才気をもって、金融貴族の支配を告発し、罪の焼印を押していた」(第7巻, 12ページ)。

かくて2月革命が、こうした一般的不満のうえに、穀物不作、さらにイギリスに始まり大陸に波及した1847～48年恐慌が、これを成熟させることにより勃発し、ルイ・フィリップは追放され、金融貴族の支配も震撼され、ブルジョア共和制—といっても「民主的・社会的共和国」の性格をおびたブルジョア共和制が成立する。

臨時政府は、その財政・金融政策においてまずフランス銀行の兌換を停止し銀行券に強制通用力を付与し、(1)フランス銀行による地方銀行の吸収、地方支店網の拡充、(2)フランスにおける株式預金銀行の原型となる国民割引金庫(Comptair National d'Escompte)の設立(これにより手形は2名の裏書で割引かれ、フランス銀行がその再割引を引受けることにより商工業者の手形割引をオート・バンクから解放する役割を果たすにいたる)、(3)委託倉庫(Magasins

Généraux)の開設(その受託証が、倉荷証券の前身となり、恐慌下において在庫金融の役割を果たすことになる)といった信用制度改革の方策をとり、これによって貨幣市場におけるオート・バンクの独占的地位の弱体化が開始されることになる。とはいえフランス銀行の地方支店網の拡充にしても、さしあたっては直接的にはフランス銀行が金融貴族の「高教会」(ハイ・チャーチ)であったところからかえって金融貴族の銀行支配を強化、拡大するものとなる。のみならず臨時政府は旧債務を引き継いだうえ、増大する財政赤字は、新しい重税賦課を日程にのぼせ「誰れに税をかけるのか?」という問題を提起することになったが、ブルジョアジー—取引所狼、銀行王、国家の債権者、金利生活者、工業家—に賦課するなら「一方では、あれほど大きな犠牲をはらい卑下して国家信用と商業信用をあがなおうとつとめながら、他方ではそれらの信用を脅かすことになる」(同、22ページ)。そこで、結局「お人好しのジャック」=農民に対して直接税への付加税=「45サンチーム税」を課すことになる。

くわえて臨時政府に代わった憲法制定議会は、労働者階級にたいしては「その内容によってはではないが、その名称によって、ブルジョアの産業、ブルジョアの信用、ブルジョアの共和制にたいする、プロレタリアートの抗議を具現」(同、25ページ)していた国民作業場の廃止攻撃をおこない、ブルジョア共和制を公式に支配的な体制に仕上げようとする。

それに対して「労働者階級の執権」がはじめて目標にかかげられた「現代社会を分裂させている二階級間の最初の大会戦」(同、29ページ)である6月労働者革命がひき起されるが、敗北を喫する。

だが、6月革命鎮圧の失費は、新たな国庫の赤字の増大となり、そのための新たな借入れは、政府をいっそう強く金融貴族の束縛に陥らせることになる。

そのご、5月の直接普通選挙によって臨時政府に代わった憲法制定国民議会は、6月革命以前の草案がとり入れていた、労働権の承認、累進課税の原則を捨て、国民議会と大統領という二つの主権者を並存させる憲法草案を作成、次いで12月10日、大統領選挙がおこなわれるが、重税にたいする「農民のクーデター」に支えられてルイ・ボナパルトが選出されることになったのである。

(未完)